CS

お客様に対する責任

お客様に対しては、より良い薬、正しい情報を医療関 係者を通じて患者さんに提供することにより、人々の QOL(Quality Of Life)向上に貢献するように努めます。

品質管理

品質管理の取り組み

医薬品製造の全工程を通して品質を維持し、「安心」という目には 見えない気持ちをお届けするために、徹底した品質管理体制を築い ています。そして、製造した医薬品の先にそれを求め、必要とする 患者さんやそのご家族がいることを、社員一人ひとりが常に意識し て取り組んでいます。この気持ちを忘れないように「品質保証ポリ シー | を策定し、ポリシーに則った品質保証業務を行っています。

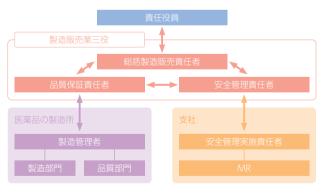
- 1. お客様のご意見・ご要望に耳を傾け、積極的に製品品質の向上に努めます。
- 2. 製造所との緊密な連携により、安定した品質の製品を恒常的に供給します。
- 3. 知識・経験を結集し、事実・データに基づいた品質保証を行います。

品質保証及び安全管理体制

各種法令・規則を遵守するため、責任役員の下、製造販売業 三役(「総括製造販売責任者| 「品質保証責任者| 「安全管理責任 者」)を設置し、これら三役が密に連携することで、医薬品の品 質に対する保証と市販後の安全性確保を徹底しています。

医薬品市場への出荷可否の適切な判断、有効成分の製造を含 む国内外製造業者の管理・監督、品質情報及び品質不良対応な どを日々適正に実施していくことで、医薬品の品質保証を行っ ています。

品質保証及び安全管理体制図



GQP及びGMPに則った製品保証

GQPとは、Good Quality Practiceの略称で、医薬品の品質 管理の方法を定めた基準であり、医薬品製造販売業者に対して、 製造販売する製品の品質を確保するために必要な業務が規定され ています。また、GMPとは、Good Manufacturing Practiceの 略称で、医薬品の製造管理及び品質管理に関する基準であり、医 薬品の製造所に対して、一定の品質の医薬品を製造するための要 件が規定されています。

鳥居薬品では、GQPに基づく管理体制の下、原薬及び製剤の 各製造所を定期的に訪問してGMPに基づく製造管理及び品質管 理の状況を確認するとともに、製品の品質に関する情報を日々共 有しつつ、工程の改善及びより一層の安定した品質の確保に取り 組むことで、患者さんに安心して使用いただける医薬品の提供に 努めています。

製品回収時の対応

医薬品回収が必要となる品質不良が発生した場合には、患者 さんの安全確保を最優先とし、総括製造販売責任者の指示の下、 行政当局への報告、医療機関などへの情報提供及び当該製品の 回収を迅速に行うとともに、原因究明と改善措置を行います。 また、服用されている患者さんにご迷惑をおかけしないよう、 供給スケジュールの見直しや代替品の情報提供などを行います。

包装表示・個装箱への配慮

包装表示については、医療関係者や患者さんからいただいた情 報・業界ガイドラインなどを元に、デザインの検討・変更を行っ ています。個装箱については、視認性や識別性、利便性を高める ために、関連部門との間で協議し、印字サイズの変更、医療機関 で廃棄しやすくするために解体用の切り取り線の挿入、業界ガイ ドラインなどに則った封緘テープの変更など、必要に応じた改善 を行っています。

安定供給

安定供給に対する取り組み

医薬品の安定供給は、生命に直結する医薬品を取り扱う企業と して、最も重要な使命の一つです。

医薬品の安定供給には、サプライチェーン全体での取り組みが 必要であり、原薬(主成分)やその他原材料の調達から医薬品の製 造、適切な在庫量の保管、物流まで国内外を含めて多くの取引先 が関わっています。

製造面においては、複数社から原薬及び原材料を調達し、不測 の事態に備えた体制づくりを整備しています。今後も必要なとき に必要な量を必要な場所へお届けできるよう、安定供給に努めて いきます。

適切な情報提供

情報収集と情報提供

医薬品の適正使用の推進に努め、MRを通じて医療関係者など から副作用などの安全性情報を収集しています。

その情報を集計・解析したものを、確実かつ継続的に医療関係 者へフィードバックすることで、医薬品を有効かつ安全に患者さ んに使用していただくことに役立てています。

また、医薬品の適正使用に関する情報を広く提供するため、関 連学会での公表や医療関係者向け製品情報サイトの情報更新など を行っています。

適正使用の推進

医薬品をより安全にお使いいただくために、日頃より、副作 用情報などの安全性情報の収集に努めています。集積された安 全性情報を評価・分析し、その結果から適正使用情報の追加が 必要な場合は、RMP*や添付文書を改訂し、医薬品の情報を更新 します。改訂内容は医療関係者へ情報提供し、医薬品をより安 全にお使いいただくための取り組みを行っています。

※ 医薬品リスク管理計画(Risk Management Plan)

品質を確保した物流管理への取り組み

製薬企業の責務として、厳しい品質管理の下で生産された、安 全で品質の高い医薬品を、安定的にお届けできる体制を構築して います。

温度管理の面では、医薬品ごとに指定された貯法の区分(保冷保 存・室温保存)に基づいて、物流センターでの徹底した温度管理の 下で、保冷倉庫・室温倉庫に医薬品を保管しています。

物流管理の面では、温度管理された医薬品専用車による輸送を 行い、また定期的に車両の温度状況をモニタリングするなど、輸 送中における品質管理の徹底を実施しています。

リスク管理の面では、大規模災害の発生を想定して、東日本・ 西日本の2拠点で物流センターを運用し、一方が被災した場合に おいても、もう一方のセンターから医薬品をお届けできる体制を 整えています。

MRを通じた取り組み

医薬品を適正に使用していただくために、医療関係者へ医薬品 に係るさまざまな情報を正確に伝えるとともに、市販後の安全性 などに関する情報を収集し、その情報を安全情報管理部が評価・ 分析した結果得られた適正使用情報をフィードバックすることが MRの使命です。

MRは医療関係者の方々への情報提供・収集活動を通じ、患者 さんのため、医薬品の適正使用に努めています。

MRの教育研修

医療関係者に対して自社医薬品の適正な情報提供・収集ができ るよう、さまざまな教育研修を実施しています。

患者さん一人ひとりに寄り添うマインドと、患者さんにとって 最適な治療の提案ができる実践的な研修を通して、医療従事者か らより一層の信頼獲得を目指し、さまざまな部門と連携しながら MR育成に取り組んでいます。

お客様相談室

お客様相談室の取り組み

お客様相談室は医療関係者をはじめ、患者さんやそのご家族と ダイレクトにつながり、幅広いお問い合わせに対応しています。

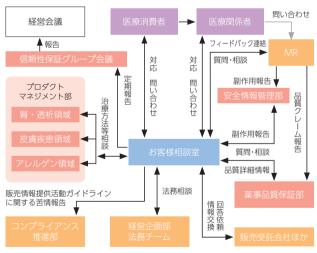
どんなに優れた医薬品でも、適正に使用されなければその効 果は発揮されません。そのために、お客様のご要望を踏まえて 科学的根拠に基づいた高品質で適切な医薬品情報の提供に努め ています。

お客様の声の社内伝達

お客様相談室は、お客様に対して開かれた企業の窓口として、 お客様から寄せられたご質問・ご意見を、社内の担当部門と共有 し、安全性情報、相互作用、使用方法など最新の情報に基づいた 今後の対応を検討しています。

お客様の声にお応えできるよう、製品の改良や情報提供に反映 させ、患者さんの健康に寄与していきます。

社内における情報共有の仕組み



顧客対応に関する教育

製薬業界内外のお客様対応に関わる外部研修に参加し、お客様 一人ひとりに対するより誠実な対応の実践につなげています。ま た、正確で適切な情報をお伝えできるように、MRと同じ継続教 育研修資料を学習して知識を身に付けるほか、関連部門の勉強 会、講習会、学会などにも積極的に参加し、最新の医薬品情報を 学ぶように努めています。

ウェブサイト内「健康に関する情報 |や 患者さん向け小冊子での情報発信と啓発活動

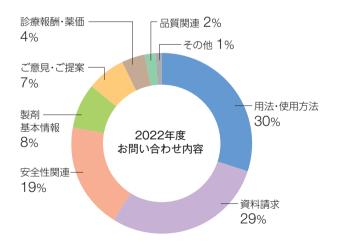
当社のウェブサイト内では「健康に関する情報」に病気の仕組み や症状など、健康に関する情報を掲載し発信しています。「透析の かゆみ.jpJや「トリーさんのアレルゲン免疫療法ナビ」などのウェ ブサイトを設け、疾患の正しい理解のための情報を提供していま す。また、「上手なリンとカリウムのとり方」「きちんと知ろう ア トピー性皮膚炎 などの小冊子はPDF版として閲覧できます。こ れらを発信することで、疾患や治療方法、日常生活での留意点な どの理解を深めていただき患者さんの健康に貢献することに努め ています。



https://www.tousekinokayumi.jp/



https://www.torii-alg.jp/



株主に対する責任

株主に対しては、適時適切に会社情報を開示するととも に、適正な利潤の還元と企業価値の増大を図るように努 めます。

情報開示

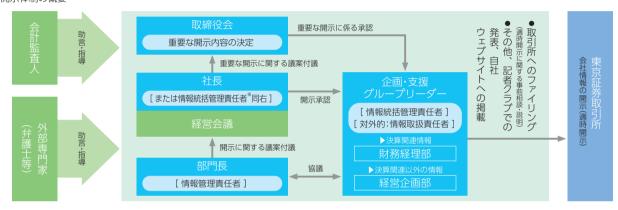
情報開示への取り組み

株主・投資家の皆様とのコミュニケーション

当社は、株主・投資家の皆様との対話を促進するため、ご要望 に応じて個別面談等を行っているほか、当社のウェブサイトに、 財務ハイライト、決算短信、有価証券報告書、アニュアルレポー

ト、各種プレスリリースなどの情報を掲載し、適時適切な情報開 示に努めています。

適時開示体制の概要



配当政策

当社は、株主の皆様への適正な利潤の還元を経営の重要課題の 一つと認識し、剰余金の配当につきましては、継続的かつ安定的 に実施することを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うこ とを基本的な方針としております。これらの配当の決定機関は、 中間配当は取締役会、期末配当は株主総会です。また、当社は、 取締役会の決議により、中間配当を行うことができる旨を定款に 定めております。

当事業年度の期末配当金につきましては、将来の事業成長を目指 した中長期的な視野に立った投資や財務の状況等を勘案した上で、 株主還元の充実を図ることとし、2023年3月28日開催の第131回 定時株主総会において、1株当たり76円と決議されました。この 結果、年間配当金は、中間配当金24円を含め1株当たり100円と なりました。基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下 のとおりです。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額(円)
2022年7月29日 取締役会決議	674	24
2023年3月28日 定時株主総会決議	2,135	76

2023年度の配当につきましても、上記方針・考え方の下、1株 当たり年間100円の配当を実施する予定です。

なお、株主還元につきましては、引き続き継続的かつ安定的 な配当の実施を基本方針としつつさらなる充実を図る考えであ り、今後、業績や投資の進捗等を勘案しながら中長期的なDOE (株主資本配当率)の向上に努め、将来的に同業他社と遜色のな いDOE水準を目指してまいります。

1株当たり配当金 (単位:円)





社会に対する責任

社会に対しては、高度な倫理観を保持し、社会要請に応 じた事業活動を通じて、より良き企業市民となるよう地 球温暖化防止の取り組みに努めます。

鳥居薬品環境憲章

環境基本方針

鳥居薬品は、医薬品を通して人々の 健康と幸福に貢献する企業として、 地球環境保全を重要課題のひとつと 認識し、環境保全に配慮した企業活 動を行います。

行動指針

- 1. 研究開発から、生産・流通・医薬品情報提供・販売すべての企業活動において、自らの業 務に関わる環境に関する法令および社内規則を遵守するとともに、自らの業務が及ぼす環 境への影響を理解し、その負荷の低減に努めます。
- 2. 環境行動計画を把握・理解のうえ、自部門は当然として、全社横断的な環境問題に対する 施策についても積極的に協力します。
- 3. 省資源・省エネルギーを推進し、低炭素社会の一員として行動すると共に、廃棄物の削減 とリサイクルの促進に努めます。
- 4. 産業廃棄物処理委託先、製造委託先等における法令遵守および環境問題への取り組みにつ いてもモニタリングします。
- 5. 自部門は当然として全社横断的な社会貢献活動にも積極的に協力します。
- 6. 私生活においても、環境問題、社会貢献に対し、身近なことから取り組むように心がけます。

環境行動計画





項目		2022年度環境行動計画	2022年度実績	評価	2023年度環境行動計画
温室効果ガス排出量の削減	本社	2022年度目標: 328t-CO2以下 [主な施策] ■省エネ自動販売機導入の継続及び設置台数の見直し ■クールビズ・ヴォームビズの継続 ■ペーパーレスの取組強化	2022年度実績: 326t-CO2 (プロア拡大に伴うCO:排出量9tを除いた実績) 【実施施策】 ・省エネ目動販売機導入の継続及び設置台数の見直し ・プールビズ・ヴォームビズの継続 ・ペーパーレスの取組強化	(2)	2023年度目標: 335t-CO₂以下 [主な施策] ■省エネ推進機器、照明などの利用法の見直し ■クールビズ・ヴォームビズの継続、見直し ■環境保全に対する社員への意識付け
	営業車	2022年度目標:874t-C○2以下 【主な施策】 ■ハイブリッド車をはじめとした低燃費車の選定継続 ■エコドライブ推進の啓発・教育の聴続 ■テレマティクス装着における 急発進・急ブレーキ等の抑制による燃費削減	2022年度実績: 956t-CO2 [実施施策] N47ブリッド車をはじめとした低燃費車の選定継続 エコドライブ推進の啓発・教育の継続 テレマティクス装着における 発達・急ブレーキ等の抑制による燃費削減	(2)	2023年度目標:956t-CO₂以下 [主な施策] ■ハイブリッド車をはじめとした低燃費車の選定継続 ■エコドライブ推進の啓発・教育の継続 ■テレマティクス装着における急発進・急ブレーキ等の抑制による燃費削減継続
の維持・向上廃棄物再資源化率	本社	2022年度目標:98%以上 【主な施策】 ■再資源化率の高い産業廃棄物処理業者への処理委託及び 処理業者のモニタリングの継続 ■有価売却の継続	2022年度実績: 98.04% [実施施第] ■再資源化率の高い産業廃棄物処理業者への処理委託及び 処理業者のモニタリングの継続 ■有値売却の継続	(2)	2023年度目標:98%以上 [主な施策] ■再資源化率の高い産業廃棄物処理業者への処理委託及び処理業者の モニタリングの継続 ■ペーパーレスの取組強化

事業活動と環境負荷の概況

本社·支社

総エネルギーの使用量

電気 1,048干kWh 都市ガス 1.323千㎡ ガソリン 412kL

オフィス

企画·管理 情報システム 一般事務、営業

廃棄物・有価物の発生状況

廃棄物排出量 18.3t 有価物売却量 0.0t 再資源化量 18.0t 最終処分量 0.3t

大気への排出量

CO₂ 1,404t

コンプライアンスへの取り組み

独占禁止法違反に関する対応

当社は、カルバン錠の販売価格の決定に関し、独占禁止法に違 反する行為があったとして、2020年3月、公正取引委員会より独 占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。 この命令を厳粛かつ真摯に受け止め、再発防止措置として行動指 針の改定及びガイドラインの制定・周知を行い、これらの行為が 風化することのないよう定期的な研修の実施や監査機能を強化し た取り組みを継続しています。今後も引き続き、法令遵守のさらな る徹底に取り組み、再発防止と早期の信頼回復に努めていきます。

製薬企業としてのコンプライアンス

製薬企業は、企業活動にあたって常に高い倫理性と透明性を確 保することが求められています。

当社は、日本製薬工業協会の「製薬協コード・オブ・プラクテ ィス」及び厚生労働省が策定した「医療用医薬品の販売情報提供活 動に関するガイドライン」などを踏まえ、「鳥居薬品プロモーション コード」などのさまざまな自社基準を制定し、コンプライアンスを 意識した活動を行っています。

コンプライアンス推進体制

当社では、コンプライアンスを事業運営の根幹の一つである と位置付け、その実効性を高めるため、コンプライアンス体制 に関する規則を整備し、取締役会に直結する機関として社長を 委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライア ンス推進事項の審議等を行っています。

これらの業務を主幹するコンプライアンス推進部は、全社のコ ンプライアンス推進に関わる業務のほかに、2019年に施行され た 医療用 医薬品の 販売情報提供活動に 関するガイドライン (以下、 GL) に対応するため、販売情報提供活動監督部門として学術情報 資材等の審査業務や情報提供活動のモニタリング業務等を行い、 GLを遵守した活動が行われているか確認しています。また、ア カデミアの研究支援についての審査も行っています。

透明性に関する取り組み

製薬企業が人々の健康に貢献していくためには、大学等の研究機 関・医療機関等との連携は重要かつ不可欠なものとなっています。

その中には医療機関等への対価として金銭の支払いが発生するこ ともありますが、当社は、医療機関等との関係は、透明性が担保さ れなければならないものと考えています。また、患者・支援者が自 ら発信する声を医療の中で十分に活かせる社会資源としての患者団

社員への啓発・教育の実施

当社では、コンプライアンスを「ステークホルダーの信頼を維持 すること。裏切らないこと。」と定義し、全社員が共有すべき「価値 観!「倫理観」とともに、具体的な行動の基準となる「行動指針」をま とめたコンプライアンスブックを作成し、継続的に教育・啓発を 行っています。また、新入社員等の入社時及び新任チームリーダー の着仟時に併せコンプライアンス研修を実施するとともに、全社 員向けにも年1回コンプライアンス研修を実施しています。なお、 全社各部門においてコンプライアンス推進策を立案し実行する取 り組みも行っています。

その他、薬害に対する知識を深め、実際に薬を使用する患者さん を中心とした意識の醸成を目的に、全社員を対象とした薬害教育を 実施しています。

コンプライアンスアンケートの実施

社員のコンプライアンスに対する意識、会社や職場の現状、コ ンプライアンスの実践状況などを把握・分析し、今後のコンプラ イアンス推進活動に役立てることを目的として、2年に1回アン ケートを実施しています。

結果は社内のイントラ ネットで全社員に公開し ています。また、アンケー ト結果から抽出された課 題については、コンプラ イアンス推進策等の検討 に活用しています。





コンプライアンスブック

通報・相談窓口の設置(ホットライン)

公益通報者保護法の一部を改正する法律に対応するため、各種規 定を見直すとともに、社内通報・相談窓口、社外通報窓口(弁護士) に加え、監査役会内部通報窓口を新たに設置し、法令違反などの事 実を早期に認識し、違法行為等による当社の危機の極小化に努めて います。社内には全社通報・相談窓口のほか、相談しやすさを向上 させるため、各グループに相談窓口を設けています。

体と製薬企業との関係についても、同様に透明性が担保される必要 があると考えています。

当社では、こうした考えに基づき、「企業活動と医療機関等の関係 の透明性に関する指針」及び「企業活動と患者団体の関係の透明性に 関する指針」を定めており、これらの指針に基づき行動することを 通じて社会に対する責任を果たしていきます。



ES (社員)

社員に対する責任

社員に対しては、個々人を尊重し、成長の機会を均等に 与え、公正な評価に基づく処遇を推進することにより、 働きがいを実感できるように努めます。

人財育成

階層別の研修のみならず応募による選択型研修や業務上必要と考 えられるビジネススキルを中心とした通信教育メニューを用意し、 社員の主体的な自己成長を促し支援するための施策を継続的に実施 しています。

加えて管理職においては、「部下の育成やキャリア形成支援」「部 門間連携の強化や部門・チームへの働きかけ|「適正な評価|といっ た人の育成・マネジメントに関わるスキル・知識を強化する研修 を行っています。

研修受講実績(2022年度)

教育研修	受講者数(名) () 内は前年数値
ライフプラン研修(情報提供)	10 (16)
課題別研修 (ビジネスベーシック・チームパワー・グローバル)	17(11)
管理職研修(eラーニング含む)	258 (435)
階層別研修(新入社員研修除く)	61 (81)
新入社員研修	7 (12)
通信教育・eラーニング(自己啓発)	135 (124)

働きやすい職場づくり

社員一人ひとりがいきいきと働ける 職場環境の実現に向けた取り組み

当社が持続的な成長と中長期的に企業価値を向上させていくため には、会社として柔軟かつ迅速に対応することが求められます。多 様化する個人の価値観や変化し続ける環境の中においては、社員の 自律が不可欠であることから、社員一人ひとりがいきいきと働くこ とができるよう[成長支援][意識醸成][環境整備]の観点から取り組 んでいきます。

また、当社はこの取り組みの施策の一つとして女性活躍推進法及 び次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を策定しています。

女性活躍推進に係る取り組み状況

項目	2022年12月31日現在 ()內は前年数値
管理職に占める女性労働者の割合	10.6% (10.0%)
労働者に占める女性労働者の割合	22.7% (22.1%)
採用した労働者に占める女性労働者の割合	33.3% (42.9%)
男女の賃金差異及び差異の理由*	正規雇用:85.3%(-) 非正規雇用:42.2%(-) 全労働者:81.7%(-) 男女の賃金差異が生じている主な理由は、正規、非正規 共に、管理職に占める男性労働者の割合が女性労働者よ り高いため、管理職に占める女性労働者の割合の自上は、 穿社における「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動 計画」の目標として掲げ、取り組みを推進中。
男女の平均継続勤続年数の差異	男性:15.2年、女性:11.7年 (男性:14.6年、女性:11.2年)
一月当たりの労働者の平均残業時間	17.1時間(17.6時間)
男女別の育児休職取得率* (2022年1月〜2022年12月)	男性:32.0%(-)、女性:100%(-)
年次有給休暇取得状況 (2022年4月~2023年3月)	平均取得率79.3% (68.4%) 平均取得日数16.3日 (14.1日)

※ 新規追加公表項目

企業風土の醸成

社員が日常的に「鳥居薬品の志」の解釈を深める習慣を持ち、「鳥 居薬品の志|を実現するために大切にする価値観である「TORII's POLICY | を個人と組織が一貫して実践している企業風土を目指し ています。そのために「鳥居薬品の志」や「TORII's POLICY」につ いて役員と社員が意見を交わす機会の創出や「TORII's POLICY」 実践の支援等を継続的に行っております。

人権に関する取り組み

同じ職場で働く仲間としてお互いを尊重し信頼関係を構築するこ と、社会人として常に他者の人権を尊重することが大事だと考えて います。このため、12月10日の人権デーに合わせ、法務省人権擁 護局が作成する人権の課題や取り組みが記載された冊子を周知する など、職場全体での意識の共有化に努め、人権尊重への意識を高め る取り組みを行っています。

安全衛生管理活動

安全で衛生的な職場環境を実現するために、各事業場において安 全衛生への取り組みを行っています。

年1回の全社の安全衛生推進委員会の開催に加え、本社では、衛 生管理者巡視(週1回)、産業医巡視(月1回)、安全衛生委員会巡視 (フロアー毎に実施(年5回))を実施し、職場環境における問題点に ついても、毎月開催される「本社安全衛生委員会」により労使で審議 し、改善するよう努めています。

全社安全衛牛管理組織

- ※ 常用労働者50人以上の事業場に安全衛生委員会を設置
- ※ 常用労働者10人以上50人未満の事業場に衛生推進者を選任